

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 11 月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 10件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500628号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500158号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月29日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成21年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月29日

請求期間にA社から支払われた賞与について、厚生年金保険の記録が無い。請求期間に係る賞与明細書は所持していないが、賞与額は5万円であったと思うので、振込みが確認できる預金通帳の写し等から、当該賞与に係る年金記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された総合口座通帳及び平成21年分給与所得の源泉徴収票の写し、並びにA社の元事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の総合口座通帳及び平成21年分給与所得の源泉徴収票の写し、並びに請求者が所持する平成21年中の給料及び賞与明細書を基に推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与の届出を年金事務所に対し行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500212号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500052号

第1 結論

平成15年6月、同年9月から同年12月までの請求期間及び平成16年7月から平成17年7月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成15年9月及び同年10月
③ 平成16年7月から平成17年7月まで
④ 平成15年11月及び同年12月

請求期間①から④までについて、国の記録では、当時は「Z」と記録されていたが、遡って国民年金保険料を追納できることを知り、A社会保険事務所(当時)の窓口において、同事務所の承認を受け、当該期間に係る1か月ごとの追納保険料の納付書を作成してもらった。

請求期間①から④までの国民年金保険料は、平成16年頃から平成18年頃にかけて、請求期間①から③までの分はBコンビニエンスストアC店、請求期間④の分はD金融機関E支店において、納付書により順次追納した。

請求期間の国民年金保険料は追納したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までの国民年金保険料について、請求者は、オンライン記録上では申請免除期間を示す「Z」の記録となっていたので、A社会保険事務所において、追納の承認を受け、同事務所から交付された追納保険料の納付書により、平成16年頃から平成18年頃にかけて追納した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の追納は、制度上、国民年金保険料の納付を免除された期間について、追納することができることと規定されているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間①、②及び④は未納、請求期間③は未納又は後納と記録されており、請求期間①から④までについて、国民年金保険料が免除された記録は無く、当該期間に係る免除の記録が取り消された履歴も無いことから、当該期間の国民年金保険料を追納することはできず、請求者の主張とは符合しない。

また、請求者が主張する納付時期(平成16年頃から平成18年頃までの期間)において、請求期間①から④までの国民年金保険料は、現年度納付又は過年度納付が可能であったと考えられるが、請求者は、当該期間の国民年金保険料は追納により納付した旨陳述しており、それ以外の方法で納付したとする陳述は無い。

さらに、請求期間①から④までは、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていたことを踏まえると、請求期間が4期間、合計18か月の追納の記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間①から④までの国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500417号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500053号

第1 結論

平成16年1月及び同年2月の請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年1月及び同年2月

請求期間について、国の記録では、当時は「Z」と記録されていたが、遡って国民年金保険料を追納できることを知り、A社会保険事務所(当時)の窓口において、同事務所の承認を受け、当該期間に係る1か月ごとの追納保険料の納付書を作成してもらった。

請求期間のうち、平成16年1月分の国民年金保険料は平成19年1月頃にB県C市D地区のコンビニエンスストアにおいて、また、平成16年2月分の国民年金保険料は平成19年2月頃にE駅近くのコンビニエンスストアにおいて、納付書により追納した。

請求期間の国民年金保険料は追納したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料について、請求者は、オンライン記録上では申請免除期間を示す「Z」の記録となっていたので、A社会保険事務所において、追納の承認を受け、同事務所から交付された追納保険料の納付書により、平成19年1月頃及び同年2月頃に追納した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の追納は、制度上、国民年金保険料の納付を免除された期間について、追納することができることと規定されているところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間について、国民年金保険料が免除された記録は無く、当該期間に係る免除の記録が取り消された履歴も無いことから、当該期間の国民年金保険料を追納することはできず、請求者の主張とは符合しない。

また、前述のとおり、請求期間は国民年金保険料が免除された期間ではないことから、請求者が当該期間の国民年金保険料を追納したとする時点(平成19年1月頃及び同年2月頃)において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されていたことを踏まえると、請求期間に係る追納の記録が欠落する可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿及び確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500420号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500054号

第1 結論

平成4年2月及び同年3月の請求期間、平成7年11月から平成8年1月までの請求期間、同年3月及び同年4月の請求期間、平成12年8月から同年12月までの請求期間、平成13年7月から平成14年3月までの請求期間及び平成16年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成7年11月から平成8年1月まで
③ 平成8年3月及び同年4月
④ 平成12年8月から同年12月まで
⑤ 平成13年7月から平成14年3月まで
⑥ 平成16年4月から同年6月まで

請求期間①当時、私は大学生だったが、20歳を過ぎた頃、A県B市役所から国民年金の届出に関する資料等が送付されてきたので、平成4年4月下旬から同年5月中旬までの間に、同市役所において国民年金の加入手続を行った。

また、請求期間①の国民年金保険料の免除申請については、加入手続と同時にB市役所において手続を行った。その後も、大学を卒業するまで、毎年、同市役所において国民年金保険料の免除申請手続を行った。

請求期間②から⑥までの国民年金の加入については、それぞれ勤めていた会社を退職後、いずれも2週間から1か月までの間に、B市役所において手続を行った。

また、請求期間②から⑥までの国民年金保険料の免除申請については、B市役所において、ハローワークから交付された書類を提出し手続を行った。当該期間は、失業中だったことから、国民年金保険料の免除申請が認められない理由は無いはずである。

請求期間①から⑥までの国民年金保険料を免除されていたはずなので、調査の上、年金記録を免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「平成4年4月下旬から同年5月中旬の間に、B市役所において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続を行った。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成5年1月28日にB市において払い出されており、このことは請求者の陳述と符合しない上、当該時点において、請求期間①の免除申請手続が可能な時期を経過しており、請求者は、請求期間①の免除申請手続を行うことができない。

また、請求期間①の国民年金保険料を免除申請することが可能な国民年金手帳記号番号の

払出しについて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

- 2 請求期間②から⑥までについて、請求者は、「それぞれ勤めていた会社を退職後、いずれも2週間から1か月までの間に、B市役所において国民年金の加入手続を行い、ハローワークから交付された書類を提出し、国民年金保険料の免除申請手続を行った。」旨陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間②の国民年金の被保険者資格取得日（平成7年11月1日）及び同喪失日（平成8年2月5日）、請求期間③の同取得日（平成8年3月6日）及び同喪失日（平成8年5月20日）並びに請求期間④の同取得日（平成12年8月31日）及び同喪失日（平成13年1月21日）が、平成14年6月6日に遡って入力されていることから判断すると、それぞれの期間に係る国民年金の加入手続が退職後すぐに行われていなかったものと考えられ、このことは請求者の陳述と符合しない上、当該処理が行われるまで、請求期間②から④までは国民年金の未加入期間であり、請求者は当該期間の免除申請手続を行うことができなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、請求期間⑤の国民年金の被保険者資格取得日（平成13年7月11日）が平成13年12月14日に遡って入力されていることから判断すると、請求期間⑤の国民年金の加入手続も退職後すぐに行われていなかったものと考えられ、このことは請求者の陳述と符合しない上、B市の収滞納一覧表を見ると、請求期間⑤は国民年金保険料の未納を示す空欄となっており、請求期間⑤の国民年金保険料が免除されていた記録は見当たらず、当該記録は、オンライン記録と一致している。

さらに、C年金事務所が保管する請求者の請求期間⑥に係る国民年金保険料免除申請書（B市平成16年4月21日受付）を見ると、雇用保険被保険者離職票が添付されており、全額免除のみ申請が行われているが、世帯主である請求者の父の所得額が全額免除基準を超えていることから、請求者の当該免除申請は却下されたものと考えられる。

- 3 このほか、請求期間は6期間と多数であり、請求者が請求期間①から⑥までについて国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500345号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月1日から平成元年4月20日まで

A社にB業務従事者として勤務した期間について、厚生年金保険の記録が無い。毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録から、請求者は、請求期間のうち、昭和60年4月1日から昭和63年6月25日までの期間について、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社に係る商業登記の記録によると、同社は既に解散しており、請求期間当時の二人の代表取締役は死亡又は所在不明であるところ、死亡した代表取締役の親族は、「当時の資料は廃棄しているため、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

さらに、A社は、請求期間の途中である昭和63年10月20日に雇用保険の適用事業所ではなくなっている。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500193号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500159号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額、B社における厚生年金保険の標準報酬月額、C社における厚生年金保険の標準報酬月額、D社における厚生年金保険の標準報酬月額及びE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、F社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにG社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年3月15日から同年11月21日まで
② 昭和60年9月21日から同年11月21日まで
③ 平成2年9月1日から平成4年3月25日まで
④ 平成4年7月1日から同年10月1日まで
⑤ 平成15年10月1日から同年11月1日まで
⑥ 平成16年7月1日から同年8月10日まで
⑦ 平成17年4月1日から平成18年4月1日まで
⑧ 平成22年9月1日から平成23年1月1日まで

請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社、請求期間③についてはC社、請求期間④についてはD社、請求期間⑧についてはE社において、それぞれ加入していた厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い額となっている。給与明細書は保管していないが、調査の上、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間⑤についてはF社、請求期間⑥及び⑦についてはG社にそれぞれ勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、請求期間①、②、③、④及び⑧について、請求者は、当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額より低い額となっているとして、標準報酬月額の記録の訂正を求めている。

請求期間①について、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会(回答)」によると、H厚生年金基金における請求期間①の報酬標準給与月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と一致している。

また、A社は、「請求期間①当時の届出書類や賃金台帳等の関係書類は保管していない。」旨回答していることから、請求者の請求期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、請求者と同じ高校を卒業し同時期にA社に入社したと

する元従業員の請求期間①における標準報酬月額は、請求者の請求期間①における標準報酬月額と同額である上、同社において、請求者と同じ昭和 59 年 3 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 39 人（前述の元従業員を含む。）に照会し、12 人から回答を得たが、請求期間①に係る給与明細書を保管している者はおらず、同社における厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

請求期間②について、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会（回答）」によると、B社が加入していた I 厚生年金基金における請求期間②の報酬標準給与月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と一致している。

また、B社の元従業員から提出された請求期間②に係る給与支給明細書を見ると、オンライン記録における同人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。

さらに、B社の後継会社である J 社は、「請求期間②当時の届出書類や賃金台帳等の関係書類は保管していない。」旨回答していることから、請求者の請求期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

請求期間③について、請求者は、雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、平成 3 年分給与所得の源泉徴収票及び平成 3 年度市民税・県民税特別徴収義務者への通知書を提出しているところ、このうち、雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額により、C社における請求者の離職日以前の 6 か月間の平均給与支給額を算出すると、約 20 万円の報酬額を受けていたことがうかがえる。

しかし、C社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額は、これらいずれの資料においても、オンライン記録の標準報酬月額と一致する 17 万円と記載されている。

また、C社は、「請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について、社会保険事務所（当時）に届け出た報酬額により決定された標準報酬月額に基づく額を給与から控除した。」旨回答している。

さらに、請求者から提出された平成 3 年度市民税・県民税特別徴収義務者への通知書に記載されている社会保険料控除額（8 万 689 円）は、請求者の C 社におけるオンライン記録の標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料及び健康保険料と、当該通知書の給与収入金額から算出される雇用保険料を合算した額とほぼ符合する。

加えて、請求者から提出された平成 3 年分給与所得の源泉徴収票は、記載内容が不鮮明のため、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かを検証することができない。

請求期間④について、企業年金連合会から提出された請求者に係る「中脱記録照会（回答）」によると、D社が加入していた K 厚生年金基金における請求期間④の報酬標準給与月額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額と一致している。

また、D社は、「請求期間④当時の届出書類や賃金台帳等の関係書類は保管していない。」旨回答していることから、請求者の請求期間④における給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求者は、「請求期間④の給与は、振込みにより、L 銀行（当時）M 支店の口座で受け取っていた。」と陳述しているところ、L 銀行の後継会社である N 銀行から提出された請求者に係る預金元帳によると、平成 4 年 7 月 28 日、同年 8 月 28 日及び同年 9 月 28 日に D 社から請求者に請求期間④に係る給与が振り込まれているが、これら 3 回の入金額は、同社における請求者の当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額（16 万円）に見合う厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び所得税の控除額を当該 16 万円から差し引いた後の推定される手取り額を下回る。

加えて、D社の元従業員から提出された平成2年、平成3年及び平成4年の各年分の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、当該元従業員に係るオンライン記録の標準報酬月額及び源泉徴収票の支払金額から算出される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の年間合計額と、ほぼ符合することから、同社がオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことがうかがえる。

請求期間⑧について、請求者は、雇用保険被保険者離職票を提出しているところ、当該離職票に記載されているE社における各月の賃金額は、いずれも、オンライン記録における請求者の標準報酬月額（16万円）を上回っており、当該賃金額は、同社から提出された請求者に係る賃金台帳における給与支給額とも一致している。

しかし、E社は、「提出した賃金台帳を見ると、請求者の請求どおりの届出は行っていないが、請求者の請求期間⑧に係る厚生年金保険料は、年金事務所により決定された標準報酬月額（16万円）に基づく額を請求者の給与から控除した。」旨回答している。

また、日本年金機構は、「保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、E社の請求者に係る資格取得時における標準報酬月額は16万円と決定されている。賃金台帳の記載内容を見ても、当該資格取得時における標準報酬月額の決定については妥当である。」旨回答している。

さらに、E社の元従業員二人から提出された請求期間に係る賃金明細書を見ると、当該二人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。

このほか、請求者の請求期間①、②、③、④及び⑧における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、請求期間⑤、⑥及び⑦について、請求者は、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとして、被保険者記録の訂正を求めている。

請求期間⑤について、請求者は、「F社の派遣社員として、平成15年と平成24年にO事業所に勤務した。勤務期間の長さ、勤務場所及び仕事の内容は、2回とも同じであり、平成24年に厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、請求期間⑤には当該記録が無い。」と主張している。

しかし、F社は、「保管している請求者に係る労働者雇用契約書によると、請求者が当社で勤務した期間は、平成24年7月24日から同年10月31日までの期間のみであり、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態は無い。」旨回答している。

また、P労働局は、「請求者の請求期間⑤における雇用保険の被保険者記録は確認できない。請求者のF社における雇用保険の加入記録は、平成24年7月24日から同年10月31日までの期間のみである。」旨回答している。

さらに、請求者は、「請求期間⑤に係る給与は、振込みにより、Q銀行（当時）R支店の普通預金口座で受け取っていた。」と陳述し、Q銀行総合口座通帳の写しを提出しているが、当該通帳を見ても、F社からの入金記録は確認できない。

加えて、請求者が請求期間⑤の後に勤務したE社から提出された請求者の履歴書（平成22年8月28日現在）を見ると、請求期間⑤において、F社に勤務していたことは記されていない。

請求期間⑥及び⑦について、請求者は、「G社からの派遣アルバイトとして、平成16年と平成25年にS事業所に勤務した。また、同社の派遣社員として、平成17年と平成26年にT事業所に勤務した。S事業所及びT事業所における、各2回の勤務期間の長さ、勤務場所及び仕事の内容は、それぞれ同じであり、平成25年と平成26年に厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、請求期間⑥及び⑦には当該記録が無い。」と主張している。

しかし、G社は、「請求者が当社で勤務した期間は、平成7年から平成27年までの間に、計6回の勤務期間があるが、請求期間⑥及び⑦に係る勤務実態は無い。」と回答している。

また、P労働局は、「請求者の請求期間⑥及び⑦に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。G社における請求者の雇用保険の加入記録は、平成9年1月21日から同年6月2日までの期間、平成25年5月15日から同年8月9日までの期間及び平成26年2月10日から平成27年3月31日までの期間である。」旨回答している。

さらに、請求者は、「請求期間⑥に係る給与については、Q銀行R支店の普通預金口座で、請求期間⑦に係る給与については、U銀行V支店の普通預金口座で、それぞれ振込みにより受け取っていた。」と陳述しているが、請求者から提出されたQ銀行の総合口座通帳の写し及びU銀行から提出された普通預金元帳によると、G社からの入金を確認できない上、U銀行の普通預金元帳によると、請求者が、請求期間⑥及び⑦を含む平成15年11月14日から平成18年8月1日までの期間において、G社ではない他社(W社)から、毎月定期的に入金を受けていることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間⑤の後に勤務したE社から提出された請求者の履歴書を見ると、請求期間⑥及び⑦において、G社に勤務していたことは記されていない。

このほか、請求者の請求期間⑤、⑥及び⑦における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500408号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500160号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年3月1日から昭和27年10月27日まで
② 昭和27年10月27日から昭和29年2月21日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

請求期間①は、知人の紹介でA事業所に雇用され、紹介者と一緒にEの現場でF業務に従事した。

請求期間②は、請求期間①において従事したEの現場の元請であるB社から誘われ同社に入社し、同社G支店のH職として勤務した。

いずれの期間も、Eの現場に勤務していたので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A事業所に雇用され、元請のB社が受注したEの現場において勤務したと主張している。

しかし、請求者は、A事業所について、事業主氏名及び詳細な所在地等を記憶しておらず、当該事業所を特定することができない上、請求者が記憶する同僚は姓のみのため個人を特定することができず、これらから、請求期間①当時における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Eの現場を管理していたB社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が有り連絡先が判明した者に照会したところ、Eの現場において勤務したとする複数の元従業員から回答を得たが、A事業所を知っている者はいない上、オンライン記録において、請求期間①当時に、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、B社D支店の元従業員の陳述及び請求者から提出された失業保険被保険者離職票から判断すると、請求者が請求期間②において、同社D支店が管理する同社G支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、「当社が保管する従業員名簿等に請求者の氏名が見当たらないため、請求者が、請求期間②当時、B社G支店に勤務したか否かは不明である。また、当時、請求者

が従事したとするH職等については、常用雇用を前提としていなかったため、厚生年金保険に加入させていなかったと思われる。」旨回答している。

また、B社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に被保険者記録が有り、請求期間②当時、同社G支店に勤務していたとする元従業員は、「H職は、作業所で採用しており、請求期間②当時、厚生年金保険に加入していなかったと思う。また、G支店は、I事業において、初めて機器を導入した所で、昭和27年及び昭和28年にH職として、地元の高等学校の卒業生を多数採用した。当該採用者が厚生年金保険に加入したのは、昭和29年2月になってからだと聞いている。」旨陳述しているところ、前述の被保険者名簿を見ると、昭和29年2月1日付けで同時に260人余りの者が厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和29年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうちの一人は、「私は、昭和27年4月にB社G支店に入社したが、厚生年金保険には昭和29年2月1日に加入した。また、厚生年金保険料は厚生年金保険に加入後に給料から控除されるようになった。」旨陳述している。

これらのことから判断すると、請求期間②当時、B社D支店では、同社G支店の全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、請求者が保管する失業保険被保険者離職票によると、請求者は、請求期間②において失業保険に加入しているところ、前述の昭和29年2月1日に厚生年金保険に加入したと陳述している元従業員に係る雇用保険の記録を見ると、昭和27年4月25日に資格取得しており、厚生年金保険の被保険者記録と整合していない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500482号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500161号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年10月1日から昭和43年9月30日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A事業所又はB社に勤務した期間について、被保険者記録は無いとの回答を受けたが、請求期間において、当該事業所に勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A事業所又はB社に勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る請求者の詳細な記憶及びB社の社会保険事務担当者であったとする者(以下「事務担当者」という。)の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、請求者がB社のC部門に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は既に解散しており、請求期間当時の事業主は既に死亡している上、前述の事務担当者は、「保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書等には請求者の氏名の記載は無く、当該通知書等以外に請求期間当時の資料は無い。」旨陳述していることから、同社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除等について、事業主等に確認することができない。

また、前述の事務担当者は、「時期は分からないが、当社にアルバイトで勤務していた方の名前を記憶している。しかし、同人についても、保管している通知書等に氏名の記載は無い。」旨陳述していることから、B社では、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、前述の事務担当者の陳述等からすると、請求者が勤務したとするA事業所は、B社のC部門の責任者が昭和42年2月頃に同社から独立して始めた個人事業所Dの前身であり、同年2月以前はB社の一部門であったと考えられるところ、オンライン記録において、A事業所及びD事業所が、厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500162号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年3月30日から同年4月1日まで

日本年金機構に、年金記録を確認したところ、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

A社のB支店には、昭和62年3月31日まで在籍していたはずである。

そのため、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を、昭和62年3月30日から同年4月1日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継事業所であるC社は、「請求期間当時の人事記録、出勤簿、賃金台帳及び源泉徴収簿等の資料は保管しておらず、請求者の請求期間における勤務実態及び給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かは不明である。」旨回答している。

また、A社の請求期間当時の給与・社会保険事務担当者は、「厚生年金保険の被保険者資格喪失日が月末や月末の前日になっている場合は、被保険者資格喪失月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録から、A社において、請求期間当時に、厚生年金保険被保険者記録のある複数の元同僚から聴取したが、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500046号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500163号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月1日から平成20年10月1日まで

日本年金機構に年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成17年4月1日となっているが、同日から平成20年10月1日までの期間は休職しており、当該請求期間の厚生年金保険料は、同社へ送金(銀行振込)していた。

請求期間も引き続き厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者資格喪失日を平成20年10月1日として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る発令履歴情報を見ると、請求者は、平成15年11月20日付けで休職、平成17年3月31日付けで早期依願退職した旨記載されている上、同社は、「請求者は、平成17年3月31日付けで退職しており、請求期間は在籍しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料については、請求者から送金(銀行振込)を受けていない。」旨回答している。

また、雇用保険記録によると、請求者は、A社を平成17年3月31日に離職し、その後、同年5月20日に求職申込みを行っており、同年8月27日から平成18年2月15日までの期間について基本手当を受給している。

さらに、C企業年金基金から提出された請求者に係る加入員台帳を見ると、請求者は、平成17年4月1日に加入員資格を喪失している上、同企業年金基金から提出された厚生年金基金一時金裁定請求書、一時金支払通知書及び平成17年分退職所得の源泉徴収票を見ると、請求者に対し、平成17年4月26日付けで退職一時金が支払われた旨記載されている。

加えて、D健康保険組合は、「請求者は、平成17年4月1日に健康保険被保険者資格を喪失している。」旨回答している。

また、E県F市は、請求者について、「平成17年4月1日付けで社会保険離脱により国民健康保険被保険者資格を取得し、平成23年11月1日付けで転出により被保険者資格を喪失した。」旨回答している上、オンライン記録によると、請求者は、平成17年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、請求期間に係る国民年金保険料を全て納付している。

さらに、請求者に係る金融機関口座の取引履歴を調査したが、請求者が請求期間にA社に対し、厚生年金保険料を送金した事跡を確認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除又は送金(銀行振込)について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

た又は事業主に送金（銀行振込）していたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500567号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500164号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年4月26日から昭和60年5月1日まで

A社(後に、B社)に昭和43年10月1日から平成13年5月20日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該継続勤務中の昭和47年4月26日から昭和60年5月1日までの請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、請求期間における被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA社の複数の元従業員の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者が同社における被保険者資格を喪失した日と同日の昭和47年4月26日に、請求者のほかに9人の被保険者がその資格を喪失しているところ、請求期間当時の同社の事務担当者は、「当時の社長の指示により、A社の従業員のうち、C部門の請求者を含むD職について、取引先の会社の従業員であるとの形を取り、当該取引会社を通じてE国民健康保険組合に加入させるため、それまで加入していた厚生年金保険と政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失させた。」旨陳述している。

また、当該事務担当者は、厚生年金保険料の控除について、「D職各人のE国民健康保険組合の保険料は、当該取引会社から請求が有り、その請求に基づいて、A社が各人に支払う給与から控除したが、その際、各人に係る厚生年金保険料は、当該取引会社から請求されなかったため、A社では請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

さらに、B社は解散、前述の取引会社は破産しており、請求期間当時のA社の代表取締役も死亡している上、B社の解散時の清算人は、「請求期間当時の事は、関係資料が無く分からないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除は不明である。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。